

医療給付制度

NICU に入院している赤ちゃんの医療費の給付制度があります。

○未熟児養育医療

赤ちゃんの出生体重が 2000 g 未満の場合、公費による医療補助を受けることができます。
ソーシャルワーカーから皆さんに制度のご案内をしています。

○乳幼児医療助成

市町村ごとに助成の内容や申請方法が異なりますが、申請が通れば市町村より医療給付受けることができます。

○育成医療

赤ちゃんに何らかの病気があり、手術等の治療で改善が期待出来る赤ちゃんに対して、医療費の一部が公費で助成される制度です。

*この他に、小児慢性特定疾患や特別児童手当などの医療給付制度もあります。詳しい内容につきましては、1 階医療社会事業課（平日 9:00～17:05）でご確認下さい。

	対象者	負担額	申請窓口	必要書類
未熟児養育医療制度	出生体重 2000 g 未満の乳児	前年度所得額に対して自己負担あり	市町村役場	養育医療給付意見書 お子様の健康保険証 所得税関係書類 印鑑
乳幼児医療費助成制度	乳幼児・未就学児童 *市町村により所得制限あり	医療費は 0 円 *自治体により自己負担金あり *食事代、自費の検査、オムツ代は別途必要	市町村役場	お子様の健康保険証 印鑑

□北海道外在住の方は書類や手続き方法が異なりますので、ご相談ください。